

奈良県告示第三百十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、平成二十六年一月一日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者		漁業権の免許番号	遊漁規則の施行の日
名称	住所		
十津川村漁業協同組合	吉野郡十津川村重里	奈内共第一号 奈内共第二号	平成二十六年一月一日
五條市漁業協同組合	五條市今井一丁目	奈内共第三号 奈内共第四号 奈内共第五号	右同
天川村漁業協同組合	吉野郡天川村北角	奈内共第六号 奈内共第七号 奈内共第八号 奈内共第九号	右同
下北山村漁業協同組合	吉野郡下北山村寺垣内	奈内共第十号 奈内共第十一号 奈内共第十二号 奈内共第十三号 奈内共第十四号 奈内共第十五号	右同

組合 黒滝川漁業協同	組合 川上村漁業協同	合 吉野漁業協同組	組合 五條市漁業協同	同組合 野迫川村漁業協	同組合 上北山村漁業協
戸 吉野郡黒滝村中	吉野郡川上村迫	貝 吉野郡吉野町飯	目 五條市今井一丁	北股 吉野郡野迫川村	河合 吉野郡上北山村
奈内共第三十四号	奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号	奈内共第二十二号 奈内共第二十三号 奈内共第二十四号 奈内共第二十五号	奈内共第二十号 奈内共第二十一号	奈内共第十七号 奈内共第十八号 奈内共第十九号	奈内共第十二号 奈内共第十三号 奈内共第十四号 奈内共第十五号 奈内共第十六号
右同	右同	右同	右同	右同	右同

津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町平尾	奈内共第三十五号 奈内共第三十六号	右同
東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村小	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	右同
月ヶ瀬漁業協同組合	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大西	奈内共第三十九号 奈内共第四十号 奈内共第四十一号	右同
五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
御杖村漁業協同組合	宇陀郡御杖村菅野	奈内共第四十二号 奈内共第五十号	右同
布目川漁業協同組合	山辺郡山添村桐山	奈内共第四十三号 奈内共第四十四号	右同
豊里漁業協同組合	山辺郡山添村大西	奈内共第四十五号	右同
室生漁業協同組合	宇陀市室生三本松	奈内共第四十六号 奈内共第四十七号	右同
宇陀川漁業協同	宇陀市榛原桧牧	奈内共第四十七号	右同

組合	曾爾村漁業協同組合	大和川水域河川漁業協同組合	初瀬川水域漁業協同組合	白川溜池漁業協同組合
	宇陀郡曾爾村今井	磯城郡川西町唐院	桜井市初瀬	天理市和爾町
奈内共第四十八号	奈内共第四十九号	奈内共第五十一号	奈内共第五十二号 奈内共第五十三号	奈内共第五十四号
	右同	右同	右同	右同